

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	新型コロナウイルス感染症等の影響による情勢の変化に対応して生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律案
規制の名称	生活衛生関係営業等の事業譲渡による営業者の地位の承継
規制の区分	緩和
担当部局	医薬・生活衛生局 食品監視安全課、生活衛生課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	生活衛生関係営業等については、合併、分割及び相続の場合に営業者の地位が承継される旨の規定が置かれているが、事業譲渡の場合の規定がない。このため、生活衛生関係営業等の事業譲渡に当たって、事業を譲渡する者が営業の廃止を届け出るとともに、事業を譲り受ける者が新たに許可を取得し又は届出を行う必要があり、また、許可申請又は届出を受ける都道府県知事等が改めて施設（理容所、美容所及びクリーニング所）の使用前検査を行う必要があり、これらの手続きに伴う負担が生じるという課題がある。今般、事業譲渡の場合においても、合併、分割及び相続の場合と同様に、営業者の地位が承継される旨の規定を設けることで、新たな許可取得等を不要とする規制緩和を行う。
直接的な費用の把握	今回の規制緩和に伴う遵守費用及び行政費用は発生しないと考えられる。
直接的な効果（便益）の把握	今回の規制緩和により、事業譲渡の場合に、譲渡人の廃止届出を出すための人件費等の費用、譲受人の新たな許可取得等のための許可手数料・人件費等の費用、都道府県知事等の許可申請・届出に対応するための審査等に係る人件費等の費用が軽減される。
副次的な影響及び波及的な影響の把握	特になし。
費用と効果（便益）の把握	追加的な費用が発生するものではなく、便益が発生するものであることから、費用対効果の面から妥当であると考えられる。
代替案との比較	代替案としては、生活衛生関係営業等における許可制・届出制を廃止することが考えられる。仮に代替案を採用した場合、行政が営業者の情報を事前に把握した上で衛生管理の指導等を適切に行うことができなくなり、社会における感染症まん延の増大等の重大な負の影響が生じることが想定される。一方、代替案を採用することによる事業譲渡における便益は、譲受人の営業者の地位を承継した旨の届出等という簡易な手続きが廃止される便益のみである。採用案は追加的な費用が発生するものではなく、また、代替案は便益がわずかであるが、重大な負の影響が生じるものであることから、採用案が妥当であると考えられる。
その他の関連事項	規制のあり方を検討する有識者の会議である規制改革推進会議における議論を経て、規制改革実施計画（令和4年6月7日閣議決定）において、「食品衛生法に定める32業種、理・美容業、クリーニング業及び旅館業における個人事業主の事業承継時の手続に関し、更なる簡素化を実現するために法律案を可能な限り速やかに国会に提出し、相続の場合と同等の簡素化を実現する」こととされた。
事後評価の実施時期等	規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 旅館業については、改正法の施行の日から3年を経過した場合 ・ その他については、規制改革実施計画（平成26年6月24日閣議決定）を踏まえ、最長でも5年以内に事後評価を実施する。